

静岡県補装具費支給に係る判定等事務取扱要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具費支給に係る判定等については、補装具費支給事務取扱指針（平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱指針」という。）によるほか本要領により行い、もって判定等事務の適正かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 判定

この要領において「判定」とは、身体障害者に係る補装具費支給に関する医学的判定をいう。

(2) 技術的助言

この要領において「技術的助言」とは、身体障害児に係る補装具費支給に関する補装具の構造、機能等に関する技術的助言をいう。

(3) 指定自立支援医療機関

この要領において「指定自立支援医療機関」とは、障害者総合支援法第 54 条第 2 項の規定に定める都道府県知事が指定する医療機関をいう。

(4) 医師

この要領において「医師」とは、身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づき指定された医師又は指定自立支援医療機関において指定自立支援医療を主として担当する医師で、かつ所属医学会において認定されている専門医（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号第 1 条で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）又は国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において実施している当該補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師をいう。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「総合支援法施行令」という。）に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「難病患者等」という。）に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、以上の要件の医師に加え、難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に基づき都道府県知事の定める医師を加える。

3 意見書の作成

補装具費支給申請を目的とした意見書の作成を求められた医師は、「補装具費支給に関する意見書」(様式2-1～2-9)の中から該当する補装具の種目の様式を使用して意見書を作成すること。

なお、特例補装具に関して意見書を作成する場合は、加えて「特例補装具に関する理由書」(様式11)を作成すること。

また、難病患者等に係る意見書を作成する場合は、加えて「補装具費支給意見書(難病等)」(様式12)を作成すること。

おって、借受けに係る意見書を作成する場合は、加えて「補装具借受けに係る意見書」(様式13)を作成すること。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 殻構造義手用 | (様式2-1-1) |
| (2) 殻構造義足用 | (様式2-1-2) |
| (3) 骨格構造義手用 | (様式2-2-1) |
| (4) 骨格構造義足用 | (様式2-2-2) |
| (5) 上肢装具・体幹装具用 | (様式2-3-1) |
| (6) 下肢・靴型装具用 | (様式2-3-2) |
| (7) 姿勢保持装置用 | (様式2-4) |
| (8) 補聴器用 | (様式2-5) |
| (9) 車椅子用 | (様式2-6) |
| (10) 標準形電動車椅子用 | (様式2-7) |
| (11) 簡易形電動車椅子用 | (様式2-8) |
| (12) 重度障害者用意思伝達装置用 | (様式2-9) |
| (13) その他用(様式2-1～2-9以外) | (様式2-10) |

4 判定の要否

身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の長の判定を必要とする補装具の種目は、別表「補装具種目別判定区分一覧表」の区分による。ただし、市町の長が更生相談所の長による判定が必要と認める場合はこの限りでない。

なお、来所判定が必要な補装具について書類判定を希望し、かつ更生相談所の長が適当と認める場合は、5の規定で定める書類を提出することにより来所判定に替えることができる。

5 判定依頼

「補装具費支給申請書」を受理した市町の長は、申請者の身体的状況、経済的状況及び世帯の状況等を調査し、「判定(技術的助言)依頼書」(様式1)に次の書類を添付して補装具費支給の要否等について更生相談所の長の判定を求めること。

なお、更生相談所に処方を作成を希望する場合は、(2)～(4)の書類の添付を必要としない。

(1) 「身体障害者更生指導台帳」の写し（補装具交付履歴がわかるもの）

(2) 「補装具費支給に関する意見書」

(3) 「見積書」の写し

借受けによる判定を依頼する場合は、借受けを想定する部品等を明示すること。

(4) 「採寸表又は外形図」等

次のいずれかに該当する場合は、当該補装具の仕様・寸法等が明示されたものを添付すること。

ア 車椅子をオーダーメイドで製作する場合

イ 簡易形電動車椅子のベース車をオーダーメイドで製作する場合

ウ 姿勢保持装置を製作する場合

(5) 「補装具使用環境等調査書」（様式3-1～3-4）

次のいずれかに該当する場合は、申請者の補装具使用履歴及び生活環境等を事前に調査し、市町の意見を付したものを添付すること。

ア 標準形電動車椅子又は簡易形電動車椅子の判定を依頼する場合（様式3-1）

イ 8の規定（補装具の個数）による判定を依頼する場合（様式3-1）

ウ 10(1)の規定（特例補装具）による判定を依頼する場合（様式3-1）

エ 補聴器の判定を依頼する場合（様式3-2）

オ 入院又は入所している障害者の車椅子について判定を依頼する場合（様式3-3）

カ 重度障害者用意思伝達装置の判定を依頼する場合（様式3-4）

(6) 「カタログ・仕様書」等

ア 重度障害者用意思伝達装置を判定依頼する場合は、当該装置の詳細内容がわかるカタログ・仕様書等を添付すること。

イ 姿勢保持装置・座位保持椅子を判定依頼する場合は、当該補装具の詳細内容がわかるカタログ・仕様書等を添付すること。

ウ 特例補装具を判定依頼する場合は、当該補装具の名称・形式・価格等を判別できるカタログ・仕様書等を添付すること。

エ その他、判定に必要である場合についても同様とすること。

(7) 「特例補装具に関する理由書」（様式11）

10(1)の規定（特例補装具）による判定を依頼する場合に添付すること。

(8) 「補装具費支給意見書（難病等）」（様式12）

11の規定（難病患者等の補装具費支給）による判定を依頼する場合に添付すること。

(9) 「補装具借受けに係る意見書」（様式13）

借受けによる判定を依頼する場合に添付すること。

6 判定

(1) 来所判定

ア 判定依頼を受けた更生相談所の長は、「補装具判定（適合判定）実施通知書」（様式4）により判定を行う日時等を市町の長に通知し、市町の長は速やかに「判定通知書」（様式例1号、2号）を作成し申請者及び補装具製作者に通知すること。

イ 更生相談所の長は、申請者等の来所により、更生相談所医師による診察と判定依頼書等の内容に基づき判定を行い、「補装具判定書」（様式5）を作成し、市町の長に交付する。

ウ 更生相談所の長は、イの規定による「補装具判定書」（様式5）を交付するに当たり、必要に応じて「補装具処方箋」（様式6）を作成し、添付する。

(2) 書類判定

判定依頼を受けた更生相談所の長は、判定依頼書等の内容に基づき判定を行い、「補装具判定書」（様式5）を作成し市町の長に交付する。

ただし、更生相談所の長は、判定依頼の内容によって必要があると認める場合は、申請者等に更生相談所へ来所させて判定を実施した後、「補装具判定書」（様式5）を交付する。この場合、更生相談所の長は(1)の規定に準じて通知する。

(3) 借受けに係る判定

更生相談所の長は、市町から借受けの申請に基づく判定依頼の有無に関わらず、判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判定し、想定される借受け期間、使用効果等を「補装具判定書」（様式5号）に記載すること。

7 適合判定

(1) 来所判定分

ア 更生相談所の長は、6(1)イの規定に基づいて製作された補装具について、補装具費支給意見書を作成した医師に「適合判定意見書」（様式7）の提出を求め、適合状況が良好であったこと等を確認の上、市町の長に「適合判定確認書」（様式8）を通知する。

イ 更生相談所の長は、6(1)ウの規定に基づいて製作された補装具の適合判定を実施する。

(ア) 更生相談所の長は、「補装具判定（適合判定）実施通知書」（様式4）により適合判定を行う日時等を市町の長に通知し、市町の長は速やかに「判定通知書」（様式例1号、2号）を作成し申請者及び補装具製作者に通知すること。

(イ) 更生相談所の長は、適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合は、補装具製作者に対し不備な箇所を指摘し改善させる。なお、改

善を経て最終的に当該補装具の適合が認められた場合は、「適合判定書」（様式 9）を作成し、市町の長に交付する。

(2) 書類判定分

更生相談所の長は、6 (2)の規定に基づいて製作された補装具について、補装具費支給意見書を作成した医師に「適合判定意見書」（様式 7）の提出を求め、適合状況が良好であったこと等を確認の上、市町の長に「適合判定確認書」（様式 8）を通知する。

8 補装具の個数

補装具費の支給対象となる補装具は原則として 1 種目につき 1 個である。

ただし、職業上又は教育上の理由において、2 個目の支給（以下、2 個交付という）が特に必要と思われる場合は、市町の長は、5 (5)の規定に定める「補装具使用環境等調査書」（様式 3）及びその他更生相談所の長が求める関係資料を添付し、判定を受けること。

2 個交付の職業上又は教育上の理由については、就業又は就学の事実のみでなく、職業上又は教育上特に必要な具体的な使用環境等の事情に基づくことを必要とすること。

9 身体障害児の補装具費支給

(1) 身体障害児の補装具費支給に関しては、取扱指針に基づき行うが、身体障害者に対する判定との整合性を図るため、更生相談所の判定を必要とする種目について、市町の長が必要と認める場合は、更生相談所の長に技術的助言を求めることとし、5 の規定に準じて技術的助言依頼をすることができる。

(2) 身体障害児から 2 個交付の支給申請があったときは、市町の長は 8 の規定に準じて技術的助言を求めなければならない。

(3) 技術的助言依頼を受けた更生相談所の長は、6 の規定に準じて判定を行い「技術的助言通知書」（様式 10）を作成し市町の長に通知する。

10 特例補装具

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、特例補装具の購入費用の支給申請があったときは、次のとおりとする。

(1) 判定（児の場合は技術的助言であり、以下「判定等」という。）依頼

市町の長は、5 (5)の規定に定める「補装具使用環境等調査書」（様式 3）、5 (6)の規定に定める「カタログ・仕様書等」及び「特例補装具に関する理由書」（様式 11）を添付して更生相談所の長に判定等を依頼すること。

(2) 判定等及び適合判定

6及び7に準じて行う。ただし、判定等については必要に応じ、静岡県特例補装具意見調整会議実施要領に基づく静岡県特例補装具意見調整会議に諮ることとする。

11 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとする。

市町において、難病患者等から補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、「補装具費支給意見書（難病等）」（様式12）等により、総合支援法施行令に規定する特殊の疾患に該当するか否か、身体症状等の変動状況や日内変動等について確認すること。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「補装具判定事務取扱要領」（平成10年9月18日付け障福第687号健康福祉部障害福祉課長通知。以下「現行要領」）及び「身体障害児基準外補装具判定事務取扱要領」（平成12年6月19日付け障身第63号健康福祉部障害者支援総室長通知。以下「基準外要領」）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に、「現行要領」及び「基準外要領」の規定により行われた手続きは、この要領の相当規定により行われた手続きとみなす。
- 4 本文2(4)中の「かつ所属医学会において認定されている専門医（平成14年厚生労働省告示第159号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）」については、施行の日から当分の間は、更生相談所の長が特に認めた場合はこれを適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にある改正前様式により行われた手続きは、この改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にある改正前様式により行われた手続きは、この改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月13日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により行われた手続きは、この改正後の様式によるものとみなす。
- 3 本文2(4)中の「かつ所属医学会において認定されている専門医（平成19年厚生労働省告示第108号第1条で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）」については、施行の日から当分の間は、更生相談所の長が特に認めた場合はこれを適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月18日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により行われた手続きは、この改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある改正前様式により行われた手続きは、この改正後の様式によるものとみなす。

